

令和3年4月以降に新築や新築建売物件を購入した方に補助金50万円を交付します

町外業者で新築した場合30万円

# 住宅取得補助金のご案内

定住人口の増加や子育て世帯の住宅取得支援、町内建設業者の振興などを目的に、令和3年4月から令和8年3月末までに住宅を新築した方に対して、最大で50万円の住宅取得補助金を交付します。詳細は下記要件を確認いただくか、錦江町役場政策企画課までお問合せください。

## 対象者 ①～④すべての要件に該当する方

交付申請時で1年以上錦江町に居住しており、取得後5年以上、対象の住宅に居住することが条件です。



**① 居住用床面積が50㎡以上**  
店舗部分などを除き居住用の床面積が50㎡以上であること。車庫や倉庫は対象外です。



**② 新築か新築建売の住宅**  
令和3年4月から令和8年3月31日までに所有権登記が完了した新築住宅（建売含む）。



**③ 住宅取得者が50歳以下**  
住宅取得者が補助金交付申請時に満50歳以下であること。（住宅取得者＝登記名義人）



**④ 申請は取得から6か月以内**  
登記完了年月日（新築）か、所有権移転登記の完了日（購入）から6か月以内に申請。

## 必要書類 申請の際につきの書類が必要です

- 補助金交付申請書 ●世帯全員の住民票
- 契約書の写し ●住宅の図面及び計算書
- 登記事項証明書など所有者が分かる書類

申請様式↑

## 交付方法 交付決定時に文書で通知します

決定通知書が届いたら請求書を提出してください。

現金 ▶ 請求時に指定された口座へ振り込みます  
商品券 ▶ 役場政策企画課の窓口で直接交付します

※つぎの場合は補助の対象外となります  
町税等に未納がある場合 / 中古住宅を購入した場合

① 錦江町役場 政策企画課 ☎ 22-3032

## 補助額 施工業者により補助額が異なります

**① 町内施工業者 50万円**  
（現金30万円、錦江町商品券20万円分）

**② 町外施工業者 30万円**  
（錦江町商品券30万円分）



令和3年7月納期分から適用

# 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は加入者がケガや病気をしたときに安心して医療が受けられる保険として、国保税を出し合って互いに支え合う制度です。これまで市町村が保険者として運営してきましたが、平成30年4月から県も加わり国保財政の安定化に向けてともに取り組んでいます。しかし加入者の減

少や高齢化で保険料収入は減り続ける一方で、生活習慣病患者の増加や医療技術の高度化で医療費は年々上昇。令和3年度は約4,000万円の財源が不足する状況です。今後も赤字が見込まれることから、安定化に向け国保条例を改正し、第2期（7月納期）分から適用することになりました。

## 改正 Point ① 資産割廃止と税率（額）改正

固定資産税の額に応じて賦課していた資産割が、県内統一の運営方針として廃止され、国保財政の安定化に向けて「所得割率」「均等割額」「平等割額」の税率（額）を改正。第2期分から適用されます。

旧 所得割 資産割 均等割 平等割 の4方式  
↓  
資産割を廃止し4方式から3方式に変わります  
新 所得割 廃止 均等割 平等割 の3方式

### ① 医療費給付分

	改正前	改正後
所得割率	8.0%	9.0%
資産割率	14.0%	廃止
均等割額	22,000円	28,000円
平等割額	21,000円	28,000円

### ② 後期高齢者支援金分

	改正前	改正後
所得割率	2.8%	2.8%
資産割率	3.5%	廃止
均等割額	7,000円	10,000円
平等割額	6,000円	9,000円

### ③ 介護納付金分

	改正前	改正後
所得割率	2.5%	3.0%
資産割率	4.0%	廃止
均等割額	7,700円	10,000円
平等割額	5,000円	9,000円

## 改正 Point ② 限度額に変更はありません

国保税には1世帯に課税される限度額があります。今回の税改正では限度額に変更はありません。

	令和2年度	令和3年度
医療費給付分	63万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
均等割額	17万円	17万円

## 改正 Point ③ 軽減割合の算定方法が変更

軽減対象となる所得基準と軽減割合は次のとおり。

軽減割合 7割  
令和2年度 33万円を超えない世帯  
令和3年度 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えない世帯

軽減割合 5割  
令和2年度 33万円 + (被保険者数 × 28.5万円)  
令和3年度 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えない世帯

軽減割合 2割  
令和2年度 33万円 + (被保険者数 × 52万円)  
令和3年度 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) を超えない世帯

※軽減の対象は「均等割額」と「平等割額」のみです  
※世帯の前年所得を基準に算定します

加入者の皆さまには、ご負担いただくこととなりますが、国保運営の維持に向けてご理解とご協力をお願いします。

① 錦江町役場 住民税務課 ☎ 22-3037